同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第四条の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定　平成二十七年八月一日

二　第十八条の規定　平成二十七年十月一日

（経過措置）

第二条　第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等について適用し、第一号施行日前に当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等については、なお従前の例による。

第三条　新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は、平成二十七年度以後の各年度における新地域支援事業について適用し、平成二十六年度以前の各年度における第三号旧介護保険法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業については、なお従前の例による。

第四条　前条の規定にかかわらず、医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日以後のときは、平成二十七年度から当該条例で定める日の属する年度の前年度（当該条例で定める日が平成二十八年三月三十一日又は平成二十九年三月三十一日である場合にあっては、当該条例で定める日の属する年度）までの各年度における当該特定市町村が行う新地域支援事業については、新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は適用せず、旧介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は、なおその効力を有する。

第五条　第四条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二の規定は、第一号施行日以後に介護保険の要介護被保険者が受けた健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス等について適用し、第一号施行日前に当該要介護被保険者が受けた同条の規定による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス等については、なお従前の例による。

第六条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項第六号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第七号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の六の四第一項第四号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第五号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第八条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第五号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六の二第一項第六号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第七号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の六第一項第六号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第七号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十一号イ中「第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで」を「第二十二条の二第三項、第二十二条の二の二第二項、第四項及び第七項から第十項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十項まで」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条　平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第十六号中「第二十二条の二第七項」を「第二十二条の二第九項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣　中谷　元

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三